

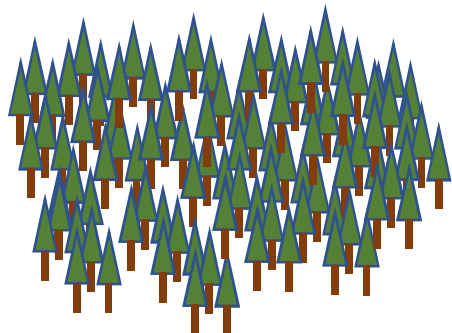
「あなたの山にあるスギ・ヒノキを生かしませんか」 ※平成31年1月改訂版

・ 森林循環促進事業（主伐事業）

【概要】東京都は、花粉症対策の一環として、花粉を多く飛散しているスギ・ヒノキ林を伐採し、多摩産材として出荷するとともに、伐採後に森林所有者と協力して、花粉の少ないスギ・ヒノキ等の植栽し、保育していく事業に取り組んでいきます。

【森林所有者】

都内に主伐・更新できない30年生以上のスギ・ヒノキ林を所有しており、立木を売りたいと考えている。



【主伐事業への調査申込み】

対象者：多摩森林計画区域内スギ・ヒノキ林の森林所有者

【調査（花粉対策室）】

- ・ 森林評価のための調査（境界・権利関係・隣接地主・森林の材積・山見・現地測量等）
- ・ 希少な動植物に関する調査など

【評価（花粉対策室）】

事業の採算が合い、評価がプラスになる場合は結果を所有者に提示

【契約】

- ・ 評価がプラスで、かつ、申込者が承諾した場合は、立木売買契約及び造林・保育事業に関する契約をそれぞれ結ぶ

【森林伐採及び造林・保育】

契約に基づき、伐採・搬出を実施し、その後、造林・保育を協力して実施する。

（災害等による被害には対応できないので、森林所有者による森林保険への加入等が別途必要）

※植栽した樹木の所有者は土地所有者です。

事業の内容

- 都民・企業による募金や東京都が出資する基金を財源として、(公財)東京都農林水産振興財団が30年以上のスギ・ヒノキの立木を買い取り、伐採します。
- 土地所有者との契約に基づいて、伐採後に花粉の少ないスギ・ヒノキ等の苗木の植栽、下刈り、除伐、枝打ち等の保育の経費を財団が負担します。なお、土地所有者が植栽と保育を自力でできない場合は、契約に基づいて財団が施業の一部を行います。

「主伐事業の概要」

※平成31年1月改訂版

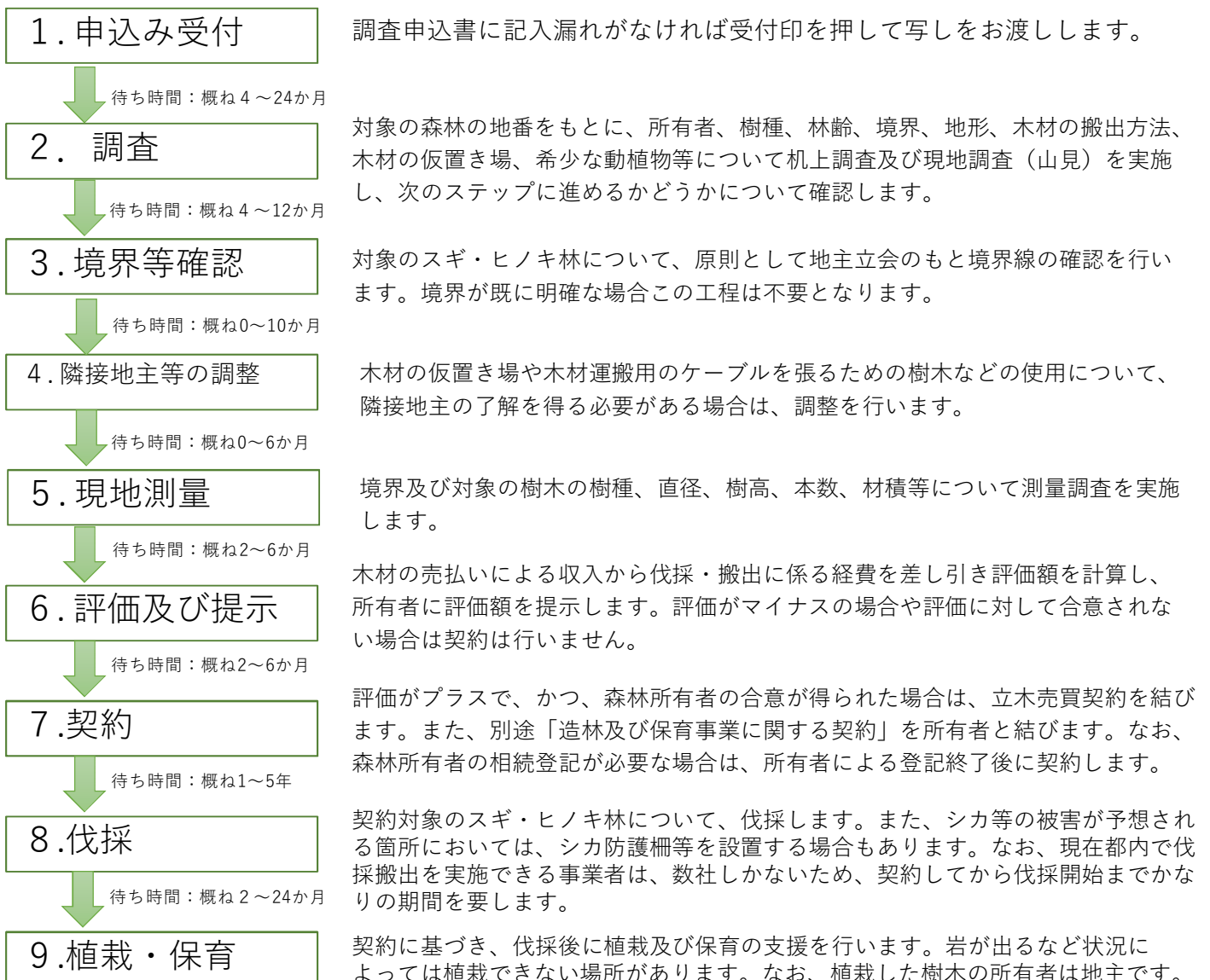
森林循環促進事業（主伐事業）

【概要】東京都は、花粉症対策の一環として、花粉を多く飛散しているスギ・ヒノキを伐採し、多摩産材として出荷するとともに、伐採後に花粉の少ないスギ・ヒノキ等を植栽・保育することを支援する事業に取り組んでいます。（公財）東京都農林水産振興財団は、東京都との契約によりこの事業を実施しております。

申込み方法

1. 申込者の要件 多摩森林計画区域内にあるスギ・ヒノキ林の所有者
2. 申込方法 別紙申込書に伐採対象となるスギ・ヒノキ林の地番、面積、権利関係（分収契約の有無等）、申し込む方の住所・氏名・連絡先等についてご記入の上提出して下さい。

（参考）調査申込みから伐採・植栽・保育までの標準的な流れと要する期間



※待ち時間については、標準的な目安であり、伐採・搬出の難易度などの事情により前後する場合があります。

森林循環促進事業（主伐事業） 調査申込書

受付ID _____

※平成31年1月改訂版

私は、主伐事業における申込みから伐採・植栽・保育までの標準的な流れについて説明を聞き、内容を理解しました。また、調査や評価の結果によって契約できない場合があることや調査・評価・契約・伐採までにはそれぞれ相応の時間を要することについて理解しました。

私は、下記の森林について主伐事業に関する調査を申し込みます。

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

・住所 _____

・氏名 _____

・連絡先 電話 _____ 携帯電話 _____

記

1. 森林の所在地 _____ 番

別紙〔有・無〕

2. 希少な動植物に関する情報〔有・無〕

(有の場合) 内容 _____

3. 面積 _____ ヘクタール〔公簿・実測・見込み〕

4. 林齢 _____ 年生

5. 権利関係 分収契約〔有（契約書の有・無）・無〕

相続登記〔済み・未〕、抵当権〔有・無〕

森林再生事業（有・無）

6. 境界〔明確(樹皮に印有・境界杭有・その他)・調査確認が必要〕

7. 木材の仮置き場 〔有・無〕

(有の場合) 内容 _____

(参考資料) 「調査を早く進めるには」

※平成31年1月改訂版

境界の確認

- ①現地を案内できる……対象のスギ・ヒノキ林について、原則として地主立会のもと境界線の確認を行います。境界が既に明確な場合この工程は不要となります。境界を知っている人がおり、案内できると調査がスムーズです。
- ②境界木が確認できる……立木にペイントなど印がついており、現地で所有している立木の範囲が確認できると調査がスムーズです。
- ③現地の測量図や地図がある……測量図又は現地尾根・沢、岩、大木などの目印入りの地図があると調査がスムーズです。

分収林等の契約書

分収林など他者との契約書があると調査がスムーズです。

隣接地主等との調整

木材の仮置き場（土場）や木材運搬用のケーブルを張るための樹木などの使用について、隣接地主の了解を得る必要があるため、隣接地主の情報があると調査がスムーズです。

林道に隣接しているなど 木材を搬出しやすい森林

伐採した丸太を搬出して収支をプラスにするためには、林道に近く効率的に木を出せる状況であると良いです。（反対に、都道や町村道に近接していると、通行の支障になるので困難です。）

木材の仮置き場（土場） の近くに建物がない森林

土場に仮置きした丸太を大型機械で玉切りしたり、トラックに載せて原木市場まで運んだりするので、騒音やトラックの通行に気を遣う住宅街近くでない方が良いです。



お問い合わせ先



○公益財団法人 東京都農林水産振興財団 花粉対策室 TEL0428-20-8134(直通)

〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎3階

(都庁の担当部署)



○東京都産業労働局 農林水産部 森林課 花粉対策担当 TEL03-5320-4860(直通)

